

令和6年11月7日
第2委員会室

東京都北区議会政治倫理審査会

1 現況等の報告について

2 今後の予定

東京都北区議会政治倫理審査会名簿

令和6年11月7日現在

	氏名	
会長	さいとう まこと 齋藤 誠	(識見者)
副会長	おおしま かなこ 大島 佳奈子	(識見者)
委員	くまき ていいち くまき 貞一	(区議会議員)
	すどう あきお すどう あきお	(区議会議員)
	ひらた りさ 平田 りさ	(区議会議員)
	ながい ともこ 永井 朋子	(区議会議員)
	ののやま けん 野々山 研	(区議会議員)
	あおき のぶえ 青木 のぶえ	(区議会議員)
	わたなべ かつひろ 渡辺 かつひろ	(区議会議員)
	あだち しんじ 安達 しんじ	(区議会議員)
	さいとう しんや 齋藤 真哉	(公募区民)
	さくま ゆうた 佐久間 悠太	(公募区民)
やました ひでよ 山下 英世	(公募区民)	

※任期は、令和7年10月27日まで

北区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組み（政治倫理に関する条例等の概要）

目的

北区議会では、議員が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に、政治倫理に関する条例を制定している（H10.12.7 制定）。

責務（議員）

- ・区民全体の代表者として、区政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。
- ・自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない。

責務（区民）

- ・自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対して政治倫理基準に反することとなる働きかけを行ってはならない。

議員の政治倫理基準

- ・区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- ・区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。
- ・区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。
- ・兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）及び第117条（議長及び議員の除斥）の規定の趣旨を尊重し、区民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努めること。
- ・政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。政治資金規正法第3条第1項第2号に規定する団体（後援団体）についても同様とする。
- ・政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたりるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

議員の報告義務・区民の閲覧請求

・「兼業・兼職報告書」

毎年4月1日において企業その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合は、同月30日までに議長に提出する。

・「収支報告書の写し」

政治資金規正法第12条第1項の規定により東京都選挙管理委員会に提出した政治団体に係る収支報告書の写しを、提出後速やかに議長に提出する。※後援団体についても同様。

・閲覧請求

区民は、「兼業・兼職報告書」「収支報告書の写し」の閲覧を請求できる。

政治倫理審査会

【組織】

- ・委員13人（議員8、区民3、識見者2）
- ・任期2年
- ・公開（ただし、出席委員の2/3以上の同意で非公開可。）

【審査請求の要件】

政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、その疑いを証する資料を添付して、「有権者500人以上」又は「議員定数の1/8以上」の連署をもって審査を請求することができる。

【審査】

- ・審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告する。また、政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。
※勧告の種別…「注意」「一定期間の出席自粛勧告」「議長等の役職辞任勧告」「議員辞職勧告」
- ・90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。
- ・審査のため、当該議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

【議員の協力義務・弁明】

- ・当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席請求がある場合は、従わなければならない。
- ・当該議員は、審査会への弁明請求及び審査結果に対する弁明書の提出をすることができる。

【審査結果・弁明書の公表】

- ・議長は、審査結果及び弁明書を公表する。